

【アメリカ】2012年政府支払カード濫用防止法

標記法律が、2012年10月5日成立した(P.L.112-194)。連邦政府の各省庁がその職員に発行するクレジットカードは、職員の出張旅費の支払いや消耗品の調達などに使用されるが、その管理がずさんで濫用が多いことが長年問題となってきた。これを改善するために、次のような対策が定められた。連邦政府職員に対して調達クレジットカードを発行する各省庁の長は、①その省庁が発行する調達カードの保有者と使用限度額の記録を作成し、②カード保有職員ごとに、承認権限を有する職員を指定し、③利用記録を適時に担当官に送付する、などの内部指針を策定して、管理しなければならない。また、カード保有の必要性について定期的に見直し、カードを発行された者やカードの管理者に定期的に研修を実施する。出張用旅費カードを発行する各省庁の長も、同様にカードの保有者と使用限度額の記録を作成し、その使用が適切か監視しなければならない。いずれのカードについても不正使用した職員には、解雇等の処分を行う。(海外立法情報課・廣瀬 淳子)

【アメリカ】EU 排出権取引枠組参加禁止法成立

2011年EU排出権取引枠組参加禁止法が、2012年11月27日に成立した(P.L.112-200)。運輸長官が、公益にかなうと認めた場合は、アメリカの民間航空会社がEU排出権取引の枠組(EUETS, 2003年10月13日のEU指令2003/87/ECに基づく)に参加することを禁止する法律である。2012年から、EU加盟国を離発着する航空機からの排出ガスも、排出権取引枠組の対象となった。運輸長官は、①米国の消費者、米国の航空会社、②米国の経済、エネルギー、環境安全保障、③米国の外交関係への影響を考慮して、禁止の決定をしなければならない。禁止措置の30日以上前までに、運輸長官は公聴会を開催しなければならない。運輸長官、連邦航空局長官、その他関係する連邦政府の職員は、航空機の排出ガスについて世界的な取り組みを行って、一方的に設定されたEUETSの影響を米国の航空会社が受けまいよう、国際交渉の機会を利用するなどしなければならない。

(海外立法情報課・廣瀬 淳子)

【EU】貧困者援助基金の設置に関する規則の提案

欧州連合(EU)の約5億の人口のうち、約1.2億人が貧困又は社会的排除の状況にあり、約4千万人が著しい物的欠乏状況にあるという。欧州委員会は、2012年10月24日、「最も恵まれない人々のための欧州援助基金」に関する欧州議会及び理事会規則を提案した(COM(2012)617 final)。この規則案は、EUの「欧州2020」戦略が掲げる貧困者を最低2千万人削減する目標を達成し、弱者を包摂しEUの社会的結束を促進するために、2014年から2020年までの期間を対象として基金を設置し、その目的、援助の範囲、財源及び分配規準を確定し、援助の効果的な実施に必要な規定を定めるとする。各加盟国は、客観的規準を定め、最も恵まれない人々への援助の必要性を判断し、食料や生活必需品を配布するが、当該基金は、その活動を支援する。欧州委員会は、2011年6月の多年次財政枠組みの提案で25億ユーロの予算を同基金のために計上しており、各加盟国のプログラムへの支援は、その経費の85%を上限として当該基金から支給される。(海外立法情報調査室・植月 献二)

【イギリス】 ストーカー行為の規制強化

2012年11月25日、1997年嫌がらせ防止法を改正する2012年自由保護法の規定が施行され、ストーカー行為の罰則が強化された。従来ストーカー行為は故意又は過失により他人が嫌がることとなる行為（嫌がらせ）又は他人に暴力の行使を畏怖させる行為（暴力的脅迫）として処罰されてきたが、規制が有効に機能しないため、ストーカー罪が新設された。故意又は過失により、見張り又は監視、つきまとい等ストーカー行為に伴う嫌がらせ（ストーカー相当行為）をした者は、略式裁判により51週以下の拘禁刑若しくは5千ポンド以下の罰金に処し又はこれらを併科する。故意又は過失により、他人に対し、暴力的脅迫又はその日常活動に実質的悪影響を及ぼす重大な威迫若しくは精神的苦痛を加える行為でストーカー相当行為となるものをした者は、正式裁判にあつては5年以下の拘禁刑若しくは罰金に処し又はこれらを併科し、略式裁判にあつては12か月以下の拘禁刑若しくは5千ポンド以下の罰金に処し又はこれらを併科する。（海外立法情報調査室・河島 太郎）

【イギリス】 報道規制に関するレブソン調査会報告

イギリスでは、ニュース・オブ・ザ・ワールド紙の日常的な盗聴取材が露見し、同紙と政治家や警察幹部との密接な関係、自主規制機関である報道苦情処理委員会の機能不全等が問題とされた。首相の要請による実態調査と報道規制の検討をしたレブソン（Leveson）控訴院判事主宰の調査会が2012年11月29日に議会に提出した報告書は、①業界と政府から独立した委員会が運営する報道規制機関の新法による新設、②発行差止めではなく訂正と謝罪を求め百万ポンド以下の制裁金を課する新設機関の権限、③プライバシー保護、正確な報道等を重視する取材方法を定めた新たな報道倫理規範、④情報法に通じた裁判官経験者や法廷弁護士による仲裁、⑤重大又は組織的な倫理規範違反事件に関する新設機関の調査権、⑥編集者と新設機関の委員との兼職禁止、⑦無料の苦情申立て、⑧上級警察官と報道機関との接触に関する詳細の公表等を勧告した。首相が①の新法の制定に消極的である一方、野党労働党は新法の法案草案を公表している。（海外立法情報調査室・河島 太郎）

【イギリス】 2012年秋季財政演説

2012年12月5日、オズボーン財務相は議会で秋季財政演説を行った。2010年の政権交代以降、キャメロン政権は、財政赤字の削減を優先課題として2015年度までに対GDP政府債務比率を縮小に転じさせる目標を立てたが、2012年のGDP成長率が2010年予測の+2.8%を下回って-0.1%となる見通しで、当該目標達成も1年延期を余儀なくされた。財務相は、政策の方向性を堅持しつつ、国内経済保護、成長の促進及び公平性の3点から追加の財政措置を示した。国内経済保護のため福祉予算、海外援助及び省庁事務経費から66億ポンドを削減する。他方、学校等基盤の整備及び長期民間投資の支援に55億ポンドを支出し、法人税率24%を2014年度に22%とする予定を21%として競争力を強化する。2013年度に所得税の基礎控除を235ポンド増の9,440ポンドとし、燃料税の増税をやめ、障害者や介護者を除く労働年齢層対象の給付金や税額控除に1%、基礎年金に2.5%の物価スライド上昇率の限度を設けて負担の公平を図った。（海外立法情報調査室・河島 太郎）

【フランス】付加価値税(消費税)率の変更計画

2012年8月16日に、2012年度第2次補正予算法が成立し、この中で、前政権が決定した付加価値税(VAT)(日本の消費税に相当)の標準税率の19.6%から21.2%への引上げが撤回された(本誌第253-2号(2012年11月刊)参照)。しかし、11月6日にジャン＝マルク・エロー(Jean-Marc Ayrault)首相は、国内産業支援を目的とする企業向けの税額控除措置(3年間で総額200億ユーロ)に要する初年度の経費100億ユーロの一部を捻出するために、VATの税率を2014年1月1日から変更する計画であると発表した。発表によれば、VATの標準税率を19.6%から20%に引き上げ、軽減税率のうち住居修繕、旅客輸送、映画等にかかる7%の税率を10%に引き上げるとしている。一方で、食料品、ガス、電気等にかかる5.5%の軽減税率は、5%に引き下げ、超軽減税率(医薬品等を対象)は、2.1%に据置く計画である。VATの変更による税収増は、60億ユーロと試算されている。

(海外立法情報課・服部 有希)

【フランス】海外県等の経済対策

フランスの海外県(département d'outre-mer)及び海外地方公共団体(collectivité d'outre-mer)の経済は、市場規模が小さく本土と離れていることもあり、独占又は寡占状態が進行し、健全な経済競争が阻害されているため、食料品価格、輸送費、原材料価格等が高騰している。このような状態を改善するために、海外県・海外地方公共団体における経済規制及び海外県・海外地方公共団体についての諸規定に関する2012年11月20日の法律第2012-1270号が制定された。同法により、政府は、関係機関の意見を聴いた上で、卸売市場の機能不全解消に必要な措置(消費者の利益保護を目的とする市場参入、公正な取引、インフラストラクチャーの管理等に関する措置)を実施することや、生活必需品の価格を規制することができることとなった。また、消費者の利益になる場合を除き、輸入の排他的権利を1つの企業に付与する協定等の締結を禁止する規定等も置かれた。

(海外立法情報課・服部 有希)

【ドイツ】極右データベース法

2000～2006年に8名のトルコ人及び1名のギリシャ人が射殺され、2011年11月に、これらが極右集団「国家社会主義地下組織」の犯行であったことが判明した。この事件に関連して、連邦及び州の警察と情報機関との協力体制に不備があったことが問題となったことから、極右データベース法が制定され(BGBI. I S.1798)、2012年8月31日に施行された。同法により、暴力主義の極右団体の取締りに用いるデータベースが過激派・テロ対策センターに設置され、連邦及び州の警察及び情報機関が共同で運営している。極右データベースは、2007年に設置されたテロ対策データベースに倣っている。両データベースは、極右団体や国際テロ組織との関わりが事実に基づいて疑われる人物について、基本的なデータの他、使用通信端末や宗教、職業、取引銀行等の詳細なデータを記録している。しかし、これらのデータベースは、警察と情報機関の分離の原則という憲法上の要請に反するのではないかという疑念の声が上がっている。

(海外立法情報課・渡辺 富久子)

【ドイツ】 家庭内暴力の加害者のための社会的訓練

家庭内暴力等の暴力行為による被害者保護に資するために、刑事訴訟法及び刑法典が改正され（BGBl. I S.2298）、2013年3月1日から施行される。両法の改正により、検察の捜査手続及び裁判所の手続における指示に関する規定に、社会的訓練の受講が追加された。従来、検察は、捜査手続において、裁判所及び被疑者の同意を得て、起訴を行わず、被疑者に対して義務又は指示を課することができる。検察の捜査手続において、社会的訓練の受講の指示は従前の規定によっても可能であったが、社会的訓練の受講が指示事項の一つとして明文で規定され、この指示の達成期間が1年と定められた（刑事訴訟法第153a条）。また、裁判所が刑を留保して警告を与える場合（刑法典第59条）に、警告を受ける者に対して指示を出すことができるが、指示事項の一つとして社会的訓練の受講が追加され、この指示が可能となった（刑法典第59a条）。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

【ドイツ】 学術研究機関自由法

学術研究機関の国際競争力を強化するために、学術研究機関自由法が制定され（BGBl. I S.2457）、2012年12月12日に施行された。同法の適用対象は、連邦と州が共同で助成するドイツ学術振興会等11の学術研究機関である。法律により、学術研究機関には、これまで以上の自治、責任及び効率化の可能性が与えられた。具体的には、次のとおりである。①学術研究機関の予算について、複数年度にわたって支出し、各費目の額を相互に融通することができる一括予算の制度が導入された。②公的資金による研究員の給与は、他の連邦職員の給与と同一とする予算法上の原則があるが、学術研究機関は、私企業等からの寄附金等を、研究員に対して独自に手当として支給できるとされた。③学術研究機関による企業の株式の取得には連邦財務省の同意を要するが、この手続が迅速化された。④学術研究機関の建設計画は、一定の要件を満たす場合には、建設官庁が関わることなく実施することができるようになった。

（海外立法情報課・渡辺 富久子）

【ロシア】 公務員の収支監視法が成立

2012年12月3日、2012年度連邦法第230号「国家公務員及びその他の公務員の収支を監視する法律」が制定され、全ての連邦政府、連邦構成主体政府、地方自治体及びその他の国家機関（国営企業、年金基金等）の職員（以下「該当者」）並びにその配偶者及び未成年の子（以下「家族」）は、不動産、輸送機器（自動車等）、有価証券及び株券の取引に関する支出を公開することが義務付けられた。これらの取引を行う以前の3年間に該当者及び家族が得た収入の合計額よりも取引額の方が大きい場合、該当者は、取引に用いた資金の調達方法を説明する義務を負う。説明の方法は該当者の所属組織が定め、必要に応じて最高検察庁その他の捜査機関が該当者の収入及び支出状況の詳細な監査を行う。これらの措置の実施に関する詳細及び違反時の罰則を定めるため、連邦議会議員法、国家公務員法、連邦構成主体の立法及び行政機関法等の議員及び公務員の地位に関連する法律と、汚職防止法、資金洗浄防止法等の経済犯罪関連法も改正された。（海外立法情報課・小泉 悠）

【韓国】 漫画振興法の制定

個別の文化コンテンツに関する振興法としては、すでに「映画及びビデオの振興に関する法律」(2006年)、「ゲーム産業振興に関する法律」(同年)、「音楽産業振興に関する法律」(同年)等があるが、漫画に関する振興法はなく、漫画業界が制定に向けた活動を行ってきた。その成果として、2012年2月17日、漫画業界の宿願であった「漫画振興に関する法律」が議員立法により制定され、同年8月18日に施行された。同法の制定により、漫画振興の法的基盤が整えられ、漫画創作及び漫画産業の支援・育成のための基本計画の策定、漫画家及び漫画産業の専門的人材の育成、漫画産業に関する技術開発の促進、漫画及び関連商品の流通の活性化、不公正な契約の防止、知的財産権の保護、海外進出のための支援等に関する事項が定められた。なお、当初の法案に盛り込まれていた漫画振興団地の指定及び造成、漫画振興委員会及び漫画著作権保護委員会の設立、漫画発展基金の設立、韓国漫画資料院の設立等は、国会審議の過程で削除された。(海外立法情報課・藤原 夏人)

【韓国】 改正高等教育法の施行を1年延期

2012年1月、大学の非常勤講師の処遇改善に係る改正高等教育法が制定され、2013年1月1日に施行されることになっていた(本誌第253-2号(2012年11月刊)参照)。改正法では大学の時間講師(非常勤講師に相当)は「講師」と位置づけられ、同法に規定する教員として認められるとともに、講師の契約期間を1年以上とすることが定められた。しかし、改正法に対しては、常勤の教員との間に処遇の格差がある講師の地位を固定化させるおそれがあることに加え、法改正に合わせ、政府が週当たり講義時間数9時間以上の講師を、大学が確保すべき教員数に含められるようにする方針をとったことから、一部講師に講義が集中し、残りの講師が大量解雇されるおそれが指摘されていた。2012年12月11日、改正法の施行を延長するための同法改正法が制定され、関連条項の施行が2014年1月1日に延期された。今後、新たな処遇改善策が模索される見通しである。

(海外立法情報課・藤原 夏人)

【韓国】 社会的弱者に対する虐待及び犯罪への対応を強化

2012年10月22日、「児童福祉法」、「老人福祉法」及び「障害者福祉法」の3法が改正され、社会的弱者を虐待及び犯罪から守るための対応が強化された。児童福祉法改正により、従来は任意とされていた「児童保護区域」(公園、保育園、幼稚園、小学校等の周辺)内の防犯カメラの設置が、国及び地方公共団体に義務付けられた。また、老人福祉法の改正により、中央行政機関の長に対し、老人虐待の通報義務者に対する補習教育等の際に、虐待予防及び通報義務に関する内容を含めることが義務付けられた。障害者福祉法の改正においては、新たに「障害者虐待」が定義されるとともに、通報義務者、通報を受けた警察官の現場出動及び現場対応等に関する事項が規定された。さらに、従来は3法いずれにも通報義務者が通報しなかった場合の規定がなかったが、今回の改正により、3法すべてに、通報義務を怠った者に300万ウォン以下の過料を科すことが規定された。

(海外立法情報課・藤原 夏人)

【韓国】 経済特区における営利病院設立のための法令整備

韓国では、「経済自由区域の指定及び運営に関する特別法」（以下「特別法」）の規定により、外国の医療機関が、経済特区内に、外国の医師免許で医療行為を行うことができ、健康保険の適用を受けない営利病院（投資開放型病院）を設立することが可能である。しかし、設立の要件、手続等を定めた細部規定が不十分であり、誘致にも困難が生じていた。当初、政府は設立要件、手続等を規定する新法制定を目指したが、設立に対する各方面からの反対に直面したため、新法制定を断念し、同法の下位法令を整備する方針に切り替えた。2012年4月の大統領令（特別法施行令）改正及び同年10月の保健福祉部令（経済自由区域内の外国医療機関の開設許可手続等に関する規則）制定により、設立許可申請の際に必要な書類について定められたほか、設立の条件として、外国の法律により設立・運営されている医療機関との協力体制が整えられていること、外国医師免許を有する医師の比率を全体の10%以上とし、かつ16の診療科については1名以上置くこと等も定められた。

（海外立法情報課・藤原 夏人）

【中国】 欠陥自動車リコール条例の制定

標記条例が2012年10月10日の国务院第219回常务会议で採択され、同月22日の公布を経て、2013年1月1日に施行された（国务院令第626号）。中国では、2004年に国家品質監督検査検疫総局等により欠陥自動車リコール管理規則が制定されてリコール制度が開始された。2011年までに419回のリコールが行われ、621万台の自動車対象となったが、同規則では関連規定を遵守させる強制力が弱いことが指摘されており、今回、規則から国务院の定める条例へと格上げすることで、法的拘束力の強化を図った。同条例は、品質監督当局、自動車メーカー、販売、レンタル及び修理の業者の各義務を詳細に定め、違反した場合の罰則を厳格化した。例えば欠陥自動車の製造や販売を停止せず、又はリコールを拒否した場合、販売額の1～10%の制裁金が科され、悪質な場合には関連許可が取り消される。また、リコールの実施手順、苦情の受理、リコール情報管理システムの構築、関連部門間での情報の共有化等についても規定された。（海外立法情報調査室・宮尾 恵美）

【中国】 国内水路運輸管理条例の制定

国内水路運輸管理条例が2012年10月13日の公布を経て、2013年1月1日に施行された（国务院令第625号）。国内水路運輸（以下「水運」）とは、発航港、寄航港、到達港のすべてが中国の管轄する通航水域にある営利の旅客又は貨物の運輸をいう。その管理に関しては、1987年に中国水運管理条例が制定されたが、その後の市場経済の発展等に対応することができず、水運市場秩序の維持、水運業の健全な発展、安全な運行の保障等を目的として、新たに同条例が制定された。同条例は水運事業及びその補助事業（船舶管理、船舶入出港の手配や手続を行う船舶代理店業等）の申請条件、申請手続等を定めるが、外国の企業その他の経済組織及び個人による水運事業への参入（中国国籍の船舶の借用等による事業経営を含む）は禁止されている。また、危険物の運送に関する規定等のほか、安全の確保、環境保護等のために船舶の新技术基準が定められた場合の、船舶所有者に対する補助金や補償金の給付についても定める。

（海外立法情報調査室・宮尾 恵美）

【中国】農業保険条例の制定

農業保険条例が2012年10月24日の国務院第222回常務会議で採択され、11月12日の公布を経て、2013年3月1日に施行される（国務院令第629号）。中国では2007年からの農業保険料補助制度の試験的導入により、農業保険が急速に普及し、2011年には、加入農家はのべ1億6900万戸、総保険金額は6523億元に上り、2283万戸を対象に89億元の保険金が支払われた。こうした経験を基礎として、当事者の権利・利益の保護、農業生産のリスク対応能力の向上、農業保険の健全な発展等を目的として同条例が制定された。同条例は、条件に適合する農業保険に対する政府の保険料補助、保険会社等に対する税の優遇策等の実施、農業保険業の認可条件、保険対象のリスクの増大を理由とした保険契約有効期間内での保険料の値上げや解約の禁止、保険金の速やかな支払い、政府の補助を受ける保険の定款や保険料率の決定に当たっては、省級人民政府の関係部門、農民等の意見を聴取すること等を定める。

（海外立法情報調査室・宮尾 恵美）

【オーストラリア】防衛貿易管理法の制定

2007年締結の豪米防衛貿易協力条約（本誌254号、2012.12参照）の国内実施等を目的とする標記の法案が、上程から約1年を経て、2012年11月1日に両院を通過し、11月13日に制定・施行された。同法には、豪米両国間で特定の防衛装備品の貿易を自由化するために条約に基づき設置される「防衛産官共同体」参加のための資格及び保安措置の要件、政府による同共同体の監視権限、同共同体参加者による記録保存義務並びに罰則等を定めるほか、通常兵器の過度の移転と蓄積を防ぐための国際的な紳士の申し合せであるワッセナーアレンジメントに準拠した輸出管理強化措置として、兵器仲介業者の取締規定も置かれた。大学等から同法が研究の自由を侵す可能性があること懸念が表明されたため、関係機関との協議に時間を要することになった。結局、2年の移行期間を置き、輸出管理強化の影響をパイロット計画により監視する措置等が法律に盛り込まれた。同法制定により豪米防衛貿易協力条約は近日中に発効すると見込まれる。（海外立法情報調査室・等 雄一郎）

【オーストラリア】温室効果及びエネルギー最低水準(GEMS)法の制定

国連気候変動枠組条約によって課される義務を履行し、併せて省エネルギーで温室効果ガスの排出の少ない製品の開発と利用を促進するため、2012年9月21日に標記の法律が制定され、一部条文を除いて10月1日に施行された。同法は国内で供給され又は使用される製品のエネルギー効率に関する初の全国統一の立法である。従来は機器エネルギー効率化(E3)計画に基づき州毎に定められていた規制を、連邦に「温室効果及びエネルギー最低水準(GEMS)規制監」を置き、その下に統一する。従来は国内製造電気製品を対象としてきた規制を、輸入製品を含むガス利用製品や空調のエネルギー効率に関係する窓類等に拡大する。GEMS規制監には行政、調査及び法執行の権限も付与され、対象製品にはエネルギー効率表示が義務付けられる。法案に対して野党や経済界に目立った反対はなかったが、議会上院法案精査委員会から製品登録に際して政府の恣意的運用の可能性を指摘されたため、5年後の運用の見直し条項が追加された。（海外立法情報調査室・等 雄一郎）

【オーストラリア】南シナ海紛争に関するカー外相提案

オーストラリアは伝統的に東南アジアの安全保障を自国のそれと密接に関連付ける傾向にある。また、2012年10月に2013年から2年の任期で国連安保理の非常任理事国に選出された。こうした事情を背景に、カー（Bob Carr）外相は、7月から9月にかけて、南シナ海の領有権争いに同国が役割を果たす用意があるとして、紛争の全当事者に利益となる平和的解決に向けて参考にすべき2つのモデルの提案を行った。1つは南極条約モデルで、争いの対象地域の非軍事化、国際科学協力の推進、領土主権の棚上げの3原則に基づき50年以上南極の資源の保護と管理に成果をあげてきたものである。もう1つが国連海洋法条約を基礎に置く「共同開発区域」モデルで、対象地域を共同開発区域に指定し、利益を公平に相互に享受するものである。現に同国はインドネシアとの間でチモール海に油田の共同開発区域を設定している。非常任理事国選挙向けのパフォーマンス以上の成果をあげられるか、今後、同国の外交の真価が問われる。（海外立法情報調査室・等 雄一郎）